

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全
に関する協定書の一部を改定する協定書

北海道（以下「甲」という。）及び室蘭市（以下「乙」という。）並びに日本環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は、平成17年11月7日に締結した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「協定書」という。）の改定について、協定書第24条に基づき、次のとおり協定する。

協定書第2条第1項（丙の責務等）を次のように改める。

第1条 第2条第1項中「環産発第040331002号」の次に、「並びに平成26年4月25日付け環産発第1404251号及び環産発第1404252号」を加える。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月20日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 室蘭市
室蘭市長 青山 剛

東京都港区芝1丁目7番17号
丙 日本環境安全事業株式会社
代表取締役社長 矢尾板 康夫